



## 都労委「不当労働行為」を断罪！

### SWALLOW NEWS

JTSU ジェイアールバス関東労働組合  
JR BUS KANTO WORKERS UNION

2021.09.16  
No 014



### ジェイアールバス関東不当労働行為事件 東京都労働委員会より救済命令が出される！

2019年11月11日、現在JTSU-Bで奮闘する仲間が「ジェイアールバス関東の職場において、支店長から労働組合を脱退するよう強要と干渉などのパワハラを受けたこと」等について、東京都労働委員会へ「不当労働行為救済申立て」を行っていました。本日、2021年9月16日、東京都労働委員会より、私たちの主張が認められた「勝利命令」が出されました。

#### 命令の主なポイント

※ 東京都労働委員会の判断

- 申立人が申立後に当時加入していた労働組合を脱退し、組合員資格を喪失したとしても、そのことをもって申立適格を喪失したとする会社の主張は採用することはできない。
- 支店長の行った行為は、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であるといえること。
- 支店のトップである支店長は、組合を脱退しなければいけない理由について、会社がそういう方針だからと述べていることからすれば、支店長の行為は、会社の意に体してなされたものであったということ。
- 支店長による行為は、会社による組合の運営に対する支配介入に当たる。
- 会社や申立人が当時加入していた労働組合の中央執行委員会見解では、解決済みとされているが、団体交渉の経過や申立後の会社の対応から、本件について「解決済み」「集团的労使関係が正常に回復された」とまでは断ずることができず、類似の行為が繰り返されるおそれがあったともいえない。
- 申立人は、本件申立てを維持するために、本件申立てに反対の立場をとっている当時加入していた組合を脱退せざるを得ない状況にあったといえ、会社の主張は認められない。

### 経営の意として行われた 不当労働行為と認定し、労働委員会が断罪！



↑ジェイアールバス関東労働組合HPより引用

「ジェイアールバス関東 不当労働行為事件」  
バスの仲間の闘いにより完全勝利の命令下る！（9月16日）

JTSUは不当労働行為のない健全なJR東日本・グループ会社を目指します！